

高齢者の補聴器の購入費の一部を助成 します

※高齢者の社会参加を促進し、認知症やうつ病等の発症リスクを低減させることを目的に、事前申請により中等度難聴の高齢者の方へ補聴器の購入費の一部を助成します。

対象者

【申請時に守山市内にお住いの65歳以上の方で、下記(1)から(6)のすべてに該当する人】

- (1)両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満である人
- (2)耳鼻咽喉科を標ぼうする医師に補聴器の必要性が認められた人
- (3)聴力の低下が、聴覚障害の身体障害者手帳の交付の対象とならない程度である人
- (4)この事業による助成を受けたことがない人
- (5)認定補聴器専門店で補聴器を購入する人
- (6)市税等の滞納がない人

※交付決定時と補聴器使用一定期間経過後にアンケートに回答をお願いします。

助成金額

【補聴器購入費の2分の1の額、1人1回限り】

上限 住民税非課税世帯：40,000円、住民税課税世帯：20,000円

※補聴器本体の購入について行うものとし、調整等の費用や付属品単体での購入は助成の対象となりません。

※両耳分を購入される場合でも、助成額は変わりません。

※申請に必要な受診料や文書作成料等は自己負担となります。



申請書類の入手方法

- ・守山市長寿政策課窓口を設置
- ・市内医療機関（耳鼻咽喉科）に設置
- ・守山市ホームページに添付



申請方法

事前申請です

（購入後に申請することはできません）
詳細は裏面をご覧ください。

お問合せ
申請先

守山市 健康福祉部 長寿政策課

所在地：〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

メールアドレス：choju@city.moriyama.lg.jp

電話：077-584-5474

FAX：077-581-0203


高齢者補聴器購入費助成申請の流れ

ご注意！！

購入する前に申請が必要です。

交付決定後は、購入費を一旦全額支払う必要があります。



①書類準備	・長寿政策課やホームページ等で書類を準備
②耳鼻咽喉科受診	・耳鼻咽喉科の医師を受診 ※聴力レベルが両耳40db以上70db未満と診断されたら申請可能です。 ・医師意見書(様式第2号)の作成を依頼
③補聴器販売店	・医師の意見書を持参し、 <u>認定補聴器専門店</u> で購入する補聴器を決め、対象者あてで補聴器見積書の作成を依頼 ※認定補聴器専門店は「認定補聴器専門店認定システム」で検索するか、右のQRを読み取ってください。 
④申請	・申請書・医師意見書・見積書など必要書類を提出 【提出先】長寿政策課(市役所1階)
申請書等提出後、交付決定(却下)通知書が郵送されます。	
⑤購入	・交付決定通知書に記載された販売店で購入する ・領収書をもらう ※全額を一旦支払う必要があります。
⑥請求	・購入費助成金交付請求書を長寿政策課に提出 ※領収書のコピーや通帳(表紙の裏側)の添付が必要です。
⑦調査	・交付決定時と補聴器使用一定期間経過後にアンケートなどの調査に協力する

【申請・問い合わせ先】

守山市長寿政策課

☎077-584-5474